

その他の条件等

- 1 公売に参加する者は、「物件明細書」を熟読してください。なお、公売財産の現況等については十分に確認してください。
- 2 「物件明細書」の閲覧期間は、公告日から公売日までとし、松田町役場税務課を閲覧場所とします。
- 3 公売保証金は現金又は銀行、信用金庫、郵便局の振出しの小切手、若しくはこれらの金融機関の支払保証のある小切手（ただし、横浜又は東京手形交換所取扱いに限る。）で納付してください。公売保証金を納付した後でなければ、入札できません。
- 4 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施する場合があります。
- 5 国税徴収法第104条の2の規定により、次順位買受の申込みができます。
- 6 開札の結果、最高価申込者となるべき者が二人以上いる場合には、その入札者の中で直ちに追加入札を行い、追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。
- 7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定は、入札書に記載された「入札価額」により行います。
- 8 売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。
- 9 買受人が、代金納付期限までに買受代金を納付しない場合は、公売保証金は返還されません。
- 10 公売による権利移転に伴う費用（移転登記に必要とされる登録手数料等）は、買受人の負担となります。
- 11 松田町及び現所有者は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 12 買受人は、売却決定後、買受代金を全額納付したときに公売財産を取得します。ただし、町は引渡しの義務を負いません。
- 13 公売財産に係る危険負担は買受代金の全額納付のときに買受人に移転します。したがって、買受代金の全額納付があった後の公売財産上に生じた危険は、その登記手続の既済・未済又は現実の引渡しの有無に関わらず、買受人が負担することになります。